

## ODA の透明性・効率性の向上について (抄)

平成 10 年 11 月 27 日  
対外経済協力関係閣僚会議  
幹事会申合せ

1. 我が国政府開発援助(ODA)は、これまでも開発途上国の経済開発に貢献するとともに、貧困の撲滅や生活水準の向上にも大きな成果を上げてきたところである。

現在、世界では、情報通信の発展等によるグローバル化の急速な進展や、経済の相互依存関係がますます深化しつつあるとともに、通貨・金融面での不安に起因するアジア経済危機や開発から取り残されるアフリカ諸国の問題のように、新たな国際社会の支援を必要とする状況が生じている。また、地球環境問題、人口・エイズ問題、食料問題等のいわゆる地球規模問題も増加しており、21世紀に向けて国際社会の調和ある発展のため、途上国支援の必要性はますます高まってきている。

こうした中で、我が国は世界の平和と繁栄により最も恩恵を受けている国の一つであるため、今後とも積極的にODAに取り組み、政府開発援助大綱の基本理念や原則が他の援助国や国際機関の援助政策にも反映されるよう努めるなど、国際社会において指導的役割を担っていくことは、世界の平和で秩序ある繁栄を念願する我が国の重大な責務である。

2. このようにODAの必要性はますます高まる一方、我が国経済は近年低迷しており、財政事情も極めて厳しい状況にある。このような中で、今後もODAを積極的に実施し、国際社会における我が国の責務を果たしていくためには、これまで以上に国民の支持と理解を得ていくことが不可欠である。

そのためには、まず我が国ODAの実情を国民の前に明らかにし、その透明性を高めるとともに、援助対象国の真の実情・ニーズに則した弾力的・機動的な対応を行い、援助の効率性を高めていくことが緊要である。

以上のような状況の下、本年6月に出された対外経済協力審議会意見「今後の経済協力の推進方策について」も踏まえ、今後政府として一丸となってODAの透明性・効率性の向上に取り組むため、下記の措置を講ずることとする。

### 記

#### I 透明性の向上について

ODAの課題や国別の援助計画を明確にし、案件の選定から事業の実施、事後評価に至るまでのプロセスの透明性を高めるとともに、ODAに関する情報公開を促進する。

具体的には、以下の措置を講ずる。

(以下略)

#### 2 評価システム等の充実

ODA事業の評価については、評価システムの充実に努め、可能な限り事後評価を実施し、その結果を公表するとともに、学識経験者、NGO等の第三者による評価の制度を充実する。また、

実施段階でのモニタリングについても充実を図る。

さらに、事業の性格に応じた効果的な評価手法の開発・導入に努める。

### 3 情報公開の促進

(略)

#### (2) 事業実績、評価結果に関する各種報告の拡充

広く国民に対しODAに関する一層の情報提供を図るため、年次報告、白書、事業報告書等の援助実績に関する報告や各種評価に関する報告の一層の充実を努め、可能な限り公開する。

#### (3) ODA関連情報の集約化とインターネットを通じた公表

我が国ODAに関する各種情報に対して国民が容易にアクセスできるよう、インターネットを活用し、情報内容を拡充するとともに、各種項目の検索や関係行政機関等のホームページへのリンク等を可能とする総合的なホームページを構築する。なお、年次報告等の各種公表資料や各案件の評価結果についても本ホームページを通じ閲覧できるようにする。

(以下略)

## II 効率性の向上について

相手国の実情・真のニーズに則した援助が可能となるよう計画的でかつ弾力的な対応を行うとともに、その実施体制の整備及び執行の効率化を促進する。

具体的には、以下の措置を講ずる。

### 1 効率的・効果的な援助のための対応

(略)

#### (4) 事前調査・各種評価の充実

援助の効率性を向上させるため、事前調査を適切に実施するとともに、可能な限り事後評価や実施段階のモニタリングを充実させ(上記 I-2)、その結果をその後実施する事業に的確に活用するよう努める。

#### (5) プロジェクトのフォローアップの強化

移転した技術や供与した施設・機材等が十分に活用されるよう、既に終了した案件等のフォローアップを着実に実施し、現地での対応の強化を図る。

(以下略)